

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：14201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06305

研究課題名(和文) 20世紀前半の多国籍企業と税制 英日米多国籍企業と国際的二重課税

研究課題名(英文) International Double Taxation and Multinational Enterprises: A Comparison between the UK, Japan, and the US (1914&#8211;1945)

研究代表者

井澤 龍 (Ryo, Izawa)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：30761225

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、20世紀前半における国際的二重課税関連税制と、それに適応し、節税を行った英日米多国籍企業の事例を研究した。本研究から、多国籍企業が国際的二重課税問題をうけ、多様な節税技法を開発し、企業形態の改組、移転価格、過少資本、タックスヘイブンの利用などを行っていたことを明らかにした。さらに、各国政府は国際連盟等の場で、他国政府と協調しながらも、自国に優位なように世界的な国際課税制度を構築しようとしていた。マネジメント研究上の関心からみると、イギリス多国籍企業においては、税金対策が多国籍企業の対外事業コントロールに影響を及ぼすことがあった。

研究成果の概要(英文)：This study explores the history of international taxation systems and multinational enterprises (MNEs) in the first half of the 20th century. The study clarifies that MNEs developed multiple tax planning methods (e.g. converting overseas branch into subsidiary, transfer pricing, thin capitalization, utilization of tax havens). Moreover, European and American governments endeavored to manipulate the international taxation order in the arena of the League of Nations. From the perspective of management studies, tax planning in some British MNEs changed their management styles to control overseas business.

研究分野：経営史、経済史、国際経営、国際法学

キーワード：国際税務 多国籍企業 両大戦間期

1. 研究開始当初の背景

近年、複数国に活動拠点を置く多国籍企業が、企業所得に課せられる国際的二重課税を回避し、更には各国ごとに異なる税制を利用して節税していることが世界中で注目されている。こうした関心の高まりもあってか、多国籍企業の節税技法、あるいはタックスヘイブンの成立経緯等を紹介・解明しようとする研究が増加している。

しかし、多国籍企業と国際税制の関係を探る研究は、国内外を問わず、現状で用いられている節税スキームの解説、あるいは、投資受入国・地域の税制の説明をもっぱら対象としてきた。このため多国籍企業が、歴史的にどのような節税行為を行ってきたのかが十分に理解されてきたとは言いがたい。また、企業の一次史料を用いて、多国籍企業と節税について本格的に分析した研究は管見の限り存在しない。つまり、経営史的なアプローチを用い、長期の時間軸かつ企業の視線で、節税行為がどう企業経営に影響を与えてきたのかを探るといった研究は欠けている。そして、そもそも、節税に多国籍企業が目を向けざるを得ない状況にしたとよい本拠地国の国際的二重課税関連税制の変遷についてもまとまった研究は数少なく、どのような経緯をもってその国の税制が成立したのかが明らかにされていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、多国籍企業の節税の歴史を明らかにし、企業と税制の関係を考察することにある。そして、その歴史の中でも、国際的二重課税問題の発生源とされる第一次大戦から、現在の国際税制の枠組みが一応定まった 1940 年代後半までを対象時期とする。これは、1950 年代以降は現状分析として、多国籍企業と節税問題を取り扱う研究が一定数、存在するのに対し、それ以前の時期の研究はほぼ未着手であるからである。しかし、この時期こそ、国際的二重課税問題の淵源であり、多国籍企業の節税技法の原基的ケースが数多く残され、多国籍企業と国際税制の関係に関して多くの示唆を与えるはずと考える。

こうした関心のもと、20 世紀前半において世界最大の直接投資国であったイギリスを事例として、当時のイギリスの国際的二重課税関連税制と、それに適応し、節税を行ったイギリス多国籍企業の事例を研究する。

さらに、第一次大戦を契機に世界的に起こった国際的二重課税問題に接して、すべての国・多国籍企業がイギリス・イギリス多国籍企業と同じ体験をしたわけではない。そして、イギリスの特殊性、あるいは普遍性は、他国の事例をみることでしか明らかにならない。このため、本研究では、20 世紀前半の多国籍企業と国際的二重課税問題の動態をより克明に描き出すためにも、イギリス研究に加え、他国の事例を取り入れる。

3. 研究の方法

研究の方法であるが、各国史料館所蔵史料を蒐集し、分析を行った。

(1). イギリス

英国歳入庁内部文書などの政府機関史料については National Archives にて、Federation of British Industries, Association of British Chambers of Commerce などの産業団体の史料については、University of Warwick の Modern Record Centre, London Metropolitan Archives にて、企業史料については、Imperial Continental Gas Association 関連史料 (London Metropolitan Archives, Guildhall Archives) を中心に国際的二重課税問題に関わる史料を蒐集し、分析を行った。

(2). 日本

日本については、国際課税制度そのものについては、既存の研究のサーベイを行った後に、国立公文書館所蔵史料を中心に、『明治大正財政史』、『昭和財政史』、官報、帝国議会史料、美濃部洋次史料を用いて戦前期日本の国際課税制度の概要について把握に努めた。外交史料館、濱田徳海、黒田英雄、石川一郎史料、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、神戸大学新聞記事文庫についても利用を行った。

日本企業の国際的二重課税に対する対応については、企業社史を網羅的に調査するとともに、三井文庫、三菱史料館、National Archives of Records Administration、兼松史料等を用いて、戦前期日本の対外進出企業の税金対策に関する史料を蒐集し、分析した。

(3). アメリカ

アメリカについては、アメリカ経済史の潮流についての把握をまず行い、さらに国際的二重課税問題に関する研究の探索的なサーベイ調査を行った。

(4). 国際連盟

研究を進めるにつれ、国際的二重課税問題について議論の場になり、1928 年モデル租税条約の制定など一定の成果をあげた国際連盟の活動の分析が必要となった。このため、League of Nations Archives (ジュネーブ、スイス) にて、国際課税問題に関する資料蒐集を行い、分析した。

4. 研究成果

イギリスについては、イギリス多国籍企業が、多様な節税技法を開発し、移転価格、過少資本、タックスヘイブンの利用などを行っていたことを明らかにした。特に注目したのは、外国支店を子会社化し、そこに利益滞留を行った事例であった。これは、資本面、人事面で外国子会社の親会社からの自立を促すことになり、外国子会社が高い自立性を持つマルチナショナル型の多国籍企業戦略・組織を英国企業が抱えもつ歴史的な一要因となった。もっとも、英国多国籍企業全体としてどの程度、国際的二重課税が重要な経営課

題となっていたかという網羅的な調査までは行えず、課題を残すこととなった。

また一方で、英国企業は環境への適応ばかりでなく、制度そのものの変化を起こそうとした。こうした政治過程も分析対象とした。1920年財政法、1945年の英米租税条約の設立経緯を辿る研究の中で、英国多国籍企業、Federation of British Industries (FBI)等の経営者団体が、英国政府に圧力をかけ、国際課税制度の構築に一定程度寄与していたことも明らかにした。

日本については、第二次大戦前日本の国際課税制度についてまとめ、3.における資料を用いながら体系的にまとめられることがなかった戦前日本の国際課税制度の歴史を整理すると共に、さらに、国際課税制度への日本企業の適応過程を、米国、豪州、欧州、南洋、中国、満洲に進出した企業に分けて分析した。日本の大規模な多国籍企業において、国際的二重課税問題は米綿買付商社、仏独進出商社、兼松の事例を除けば問題にされることはほぼなかったという当面の結論を得た。日本多国籍企業では、子会社への改組によって対外事業へのコントロールが弱体化することが節税よりも問題視され、このため既存の国際課税制度を変化させる動機も弱かったという仮説も提示した。

アメリカについては、アメリカ制度学派研究者である北川巨太との共同研究を通じて、主に革新主義時代のアメリカ史、経済史について網羅的な二次文献調査を行うことで、アメリカ経済史の概観を得ることが出来た。それを基礎に、更なるサーベイ調査を行い、国際課税制度、アメリカ多国籍企業史について、一次文献の調査は行わなかったもののある程度の概観を得ることが出来たことから、これを研究成果とすることができた。しかし、イギリス、日本研究に比して低い実証水準にとどまり、この解決を図るのには多大な時間を有する可能性があることも分かった。

日英米比較、関係史を含む両大戦会間期における国際的二重課税問題について、国際連盟における議論を、国際連合所蔵史料を用いることでつぶさに明らかにすることが出来た。これらから、現在にまでつながるような国際課税制度の構築にあたって、英米政府代表が果たした貢献、日本政府代表の相対的な無関心さを実証することが出来た。

こうした研究成果を踏まえ、まずは英日分析の深化が必要であり、この基礎の上に、アメリカ、他国（ドイツ、フランス等）の動向を、二次文献を主に使いながらまとめていくという今後の研究方針を立てることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

1. 井澤龍「1928年国際連盟モデル租税条

約草案の作成過程と成立—二重課税と脱税に関する政府専門家総会の議事録分析から」『滋賀大学経済学部研究年報』, 23巻 37~57頁, 2016年11月(査読無)。

2. 井澤龍「帝国日本の国際課税制度と特質—英米との比較を通じて—」『滋賀大学経済学部 Working Paper』, 260号, 1~22頁, 2016年10月(査読無)。
3. Ryo Izawa, "Multinational Enterprises and International Double Taxation, 1914-1945: A Comparison between the UK and Japan", 『滋賀大学経済学部 Working Paper』, 261号, pp. 1-20, 2016年10月(査読無)。
4. 井澤龍「20世紀前半のイギリス企業と英米間の二重所得課税問題—第一次世界大戦から1945年英米租税条約締結まで—」『経営史学』, 51巻2号, 3~25頁, 2016年09月(査読有)。
5. 北川巨太, 井澤龍「アメリカ社会の発展とJ.R.コモンズ「適正価値論」の形成」『経済論叢』, 190巻1号, 71~108頁, 2016年07月(査読有)。
6. 井澤龍「1920年イギリス財政法による帝国内二重所得課税救済制度の成立と影響」『社会経済史学』, 81巻3号, 359~377頁, 2015年12月(査読有)。
7. Ryo Izawa, "The Formation of Companies for Tax Avoidance: The Relationship between UK Multinationals and International Double Taxation in the Interwar Period", *Business and Economic History On-Line*, vol.13, pp.1-10, 2015年09月(査読有)。

〔学会発表〕(計9件)

1. 井澤龍「1928年国際連盟モデル租税条約とイギリス・日本企業」経営史学会・関西部会, 大阪大学(大阪), 2016年12月17日。
2. Ryo Izawa, "International Double Taxation and Multinational Enterprises: A Comparison Between the UK and Japan (ca. 1920s - 1940s)", *Global Histories of Taxation and State Finances Since the Late 19th Century*, Conference of the Laureate of the 2016 International Research Award in Global History, University of Basel(Basel, Switzerland), 2016年12月1日。
3. 井澤龍「帝国日本の国際課税制度と特質—英米との比較を通じて—」, 第12回経営史学会東北ワークショップ, 社会経済史学会第22回東北部会共催部会東北大学(宮城), 2016年11月12日。
4. 井澤龍「両大戦間期における国際的二重課税問題と英日多国籍企業」, 経営史学会第52回全国大会自由論題報告中央大

- 学(東京), 2016年10月8日。
5. Ryo Izawa, "Multinational Enterprises and International Double Taxation, 1914-1945: A Comparison between the UK and Japan, 20th Annual Congress of the European Business History Association 2016 / 1st World Congress on Business History, Scandic Ørnen (Bergen, Norway), 2016年8月26日。
 6. 北川巨太, 井澤龍「アメリカ社会の変化とJ.R.コモンズ『適正価格論』の形成」, 社会経済史学会近畿部会, 神戸大学(兵庫), 2016年4月16日
 7. 井澤龍「帝国日本の国際課税制度と特質—英米との比較を通じて—」, 第12回経営史学会東北ワークショップ, 社会経済史学会第22回東北部会共催部会東北大学(宮城), 2016年11月12日。
 8. 井澤龍「20世紀前半の国際的二重課税問題と英日多国籍企業の在外事業コントロール—比較・関係・統一的理解へ」, 経営史学会・関西部会京都大学(京都), 2015年11月28日
 9. Ryo Izawa, "Impact on European MNEs of international double taxation on business income, 1914-1980s", 17th World Economic History Congress, Kyoto International Conference Center(Kyoto, Japan), 2015年8月6日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

- 出願状況(計0件)
- 取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

井澤 龍 (Izawa Ryo)
滋賀大学経済学部准教授
研究者番号: 30761225

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし